

「みはとバス交通検討会」会則

制定 令和8年4月1日

(名称)

第1条 本会の名称は「みはとバス交通検討会」(以下「本会という。')と称する。

(目的)

第2条 本会は、みはとバス(中野区コミュニティ交通)の運行に関する改善について調査および検討を行うとともに、利用促進を図り、もって路線の維持・発展に資することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) みはとバスに関する調査および検討
- (2) みはとバスの運行に関する関係機関との協議調整

(会員資格)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、その活動及び意思決定に参加する個人とする。

- 2 会員は5名以上とし、その5分の4以上は対象地域(白鷺1丁目、若宮1～3丁目、大和町1～4丁目、野方5丁目)の居住者とする。

(会の運営)

第5条 本会は、会員による複数代表制によって運営する。

- 2 会員は、地域を代表し、本会の運営を共同して統括する。
- 3 会員は、相互に対等な立場とし、上下関係を定めない。
- 4 会員は、相互に協力し、合意形成に基づき意思決定を行う。

(代表権)

第6条 本会の対外的な代表行為については、会員の内、いずれか1名以上がこれを行うことができる。

(任期)

第7条 会員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 本会の会議は、会員が必要に応じて招集する。

- 2 本会の開催は、会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。
- 3 本会の議事は、出席した会員の過半数の賛成をもって決する。

附則 この会則は、令和8年4月1日から施行する。